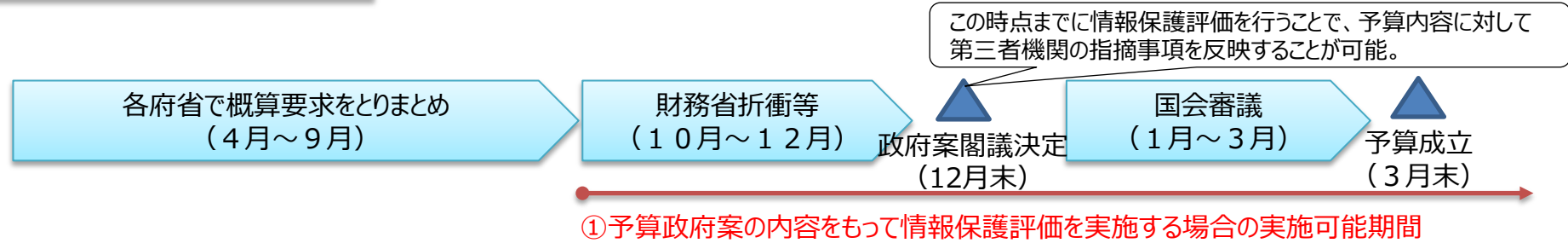


「社会保障・税番号大綱」上の記載

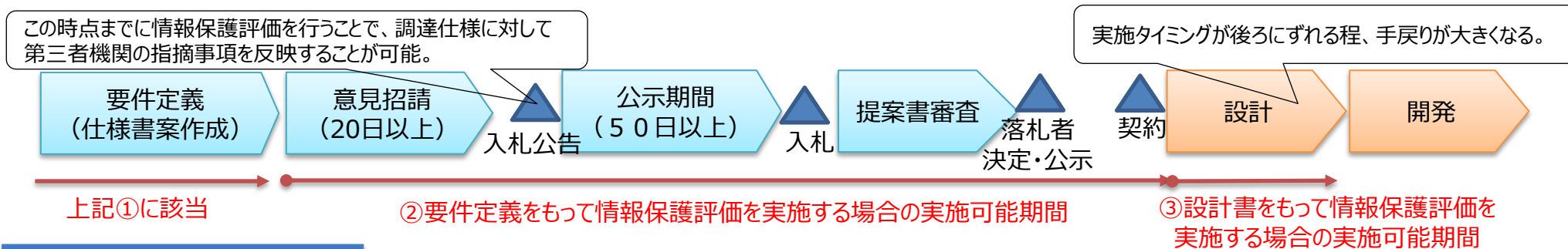
行政機関又は関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を行政機関又は関係機関内で実施した上で……

実施タイミングについては、予算執行前段階と予算執行段階（調達、契約、設計）が考えられる。

予算執行前段階での実施タイミング ※平成23年度の本予算編成・審議スケジュールを元に作成。年度ごとにスケジュールは異なるが概ね同じ。



予算執行段階での実施タイミング ※調達方式が総合評価落札方式の場合のもの。予定価格が80万SDR（平成22年4月1日より平成24年3月31日までは1.2億円）以上と見込まれるものは本方式での調達が必要となる。なお、本方式が最も調達手続に必要な時間が長いため、他の調達手続については省略。



①②③のタイミングの比較評価

タイミング	評価
① 予算政府案	事業の実施前に評価することで、 第三者機関の意見を事業内容に反映することが可能 である。ただし、施策をシステムで実現するか否かが決定していないこともあり得、また事業概要をベースにした報告書の評価に留まるため、 評価できない可能性や抽象的な評価にとどまる可能性 がある。
② 要件定義	要件定義書をベースとした報告書なので、 ある程度は具体的な評価が可能 。また、評価結果を仕様書に反映できることで、システム開発での 手戻りの影響はない 。
③ 設計書	設計書をベースとした報告書なので、 詳細な評価が可能 である反面、設計後の修正は 開発スケジュールの遅延やコスト増につながる恐れ もある。